

## 平成12年9月定例会土木建築常任委員会 10月13日

(鈴木和夫 君) おはようございます。公明党の鈴木和夫でございます。

三点につきまして、一つ目が府営住宅の運営につきまして、二つ目が府民に使いやすい施設建設について、最後の三点目が流域下水道の効率化についての三点についてお尋ねをしたいと思っております。

最初に、府営住宅についてでありますけれども、さきの一般質問の方で私の方から、特に府営につきましては、これから高齢化がずんずん進んでいくということで、特に高齢化対策としてのエレベーターの設置、それからまた足の悪い方等についての中層階から一階への住みかえ制度の問題を取り上げましたけれども、きょうは委員会ということでありますので、細かい点であと幾つかお尋ねをしたいと思っておりますけれども、先に、その質問の前に、府営住宅の今六十五歳以上の高齢者の人数、何人おられるのか、並びに単身世帯の人数を教えてくださいたいと思っておりますし、それに対する全体の入居者に対する比率もあわせて、わかれば御報告願いたいと思っております。

住宅管理課長(木堂博治 君) 平成十二年三月末現在でございますけれども、公営住宅の入居者数は三十二万四千四百二十四人でございます。そのうち六十五歳以上の高齢者の方が五万三千六人、率にいたしますと一六・三％となっております。

次に、単身世帯数につきましては、入居世帯数が十二万四千八百二十のうち、単身世帯数は二万四千四百六十九で、率にいたしますと一九・六％となっております。

なお、単身者の方を年齢別に見てみますと、五十歳以上の単身世帯の方が二万二千百六、率で一七・七％、六十歳以上の単身世帯が一万七千七百七十九、率で一三・八％、六十五歳以上の単身世帯が一万三千三百四十九、率で一〇・七％となっております。

以上でございます。

(鈴木和夫 君) 今話がありましたように、実に府営住宅の約二割が単身者でおられるということで、これからふえることはあっても減らないわけでありまして、特にこれから、今までこの公営住宅法ができてから随分と年数もたっております、今この時期において、やはり府営住宅としてもこの高齢化対策というのは真剣に考えないかんやろうと、そういうふうな意見を持っております。

そういうことがありまして、せんだってエレベーターをつけてほしいという話がありまして、そのときの答弁で、特にエレベーター設置については、技術面、財源、それから電気とか、そういう維持費の負担、それから共益した家賃にどうスライドするののかというさまざまな課題があるから、平成十三年度中の住宅ストック総合活用計画で検討するんだと、こういうような答弁がありました。このことについて、見通しがもしあれば以降また具体的話としてあるのであれば、御報告願いたいと思っております。

住宅管理課参事(寺西興一 君) ストック活用計画の中で、私ども、エレベーターの設置を含めて考えていきたいと思っております。ストック活用計画といいますのは、十三万戸余りあります府営住宅を、建てかえていかなきゃいけないもの、それからそういう戸別改善をしていかなきゃいけないもの、それから今の時代に合わせた内部改造をしていかなきゃいけないもの、そういうものに分けていくということでございまして、そういう中でエレベーター等の設置についても、いろいろな課題はございますが、検討してまいりたいということでございます。

(鈴木和夫 君) あわせて、その住みかえにつきまして、特に答弁の中では国と協議すると、そういうような話がありまして、国と協議されるのもいいんですけども、よう考えたら、建築都市部長さんは建設省のお方でございます、わざわざ東京に行かなくてもおられるわけでございます、私直接お聞きした方が早いかなと思っておりますので、もし今のお話で、うん、よっしゃ、やったるといのがあれば御答弁願いたいと思っております。

建築都市部長(石川哲久 君) 今委員御指摘のように、個人的には私もそういう経歴を持っておりますので、建設省の仲間といいますか、面識を皆さん持っております。ただ、この件に関しましては、住みかえ制度の充実ということに関しましては、全国の公営住宅を運営している事業主体に共通の恐らく悩みであると思っておりますし、

それに対しまして大阪府の方から改善を発信していくというような性格のものでありますので、かなりそういう意味では非常に大切なことであると思っています。時期的には、この議会在終わり次第、早急に対応していきたいと思っております。

(鈴木和夫 君) もう一つ、その住みかえ以外に今大きな問題となっているのが、実は私の方からこういうようなお話をしているかどうか分かりませんが、後でまた詳しくお尋ねしたいと思うんですが、事故住宅というのがありまして、その事故住宅というのは、さまざまな事件で、殺人事件であるとか、自殺とかという話がありますが、前回の調査によりますと約七十七件あったというふうに聞いております。

そのうちの半分が孤独死という、つまりひとり暮らしのおじいちゃん、おばあちゃんが亡くなっておられるという。当然、近所の方も知らなかったと。こういうような実例が大阪府でもありまして、こういう形を考えると、独居老人が悪いというわけじゃありませんけれども、例えば同じ団地で、私が親しいおじいちゃん、おばあちゃん、それぞれ単身でおられると。そしたら、一緒に住めばそれぞれの安否確認もできるわけでありまして、また府から見ますと、一部屋あくわけでありまして、そういったこと考えると、例えば仲よし住宅というか、単身のお年寄り同士が仲いい方が一緒に住むという、そういう制度もこれから必要でないか、そういうように思いますので、御見解があればお尋ね申し上げたいと思います。

住宅管理課長(木堂博治 君) いわゆる高齢者同士と一緒に住むという仲よし同居についてのお尋ねというふうに思っております。

単身の高齢者の場合、五十歳以上の方であれば、単身の入居資格を当然備えておられる方ですから、単身者用の住宅に住まわれる場合は何ら問題はございません。ただ、親族関係のない単身の高齢者の方が同居となった場合、さまざまな問題点があると思いますけれども、まず入居の契約者をだれにするかといったことのほかに、入居後におきまして不仲になった場合に、一方の方が転居を望まれた場合、その場合によりましたら、公募によることなく他の住宅をあっせんすることができるのかとか、またあるいは両者に退去を求めるべきではないのかといった問題も現実問題としてはあるわけがございます。

今現在、府といたしましては、高齢者の方々が仲よくお互いに助け合いながら生活していただけるような、府営住宅の集会所を利用いたしましたふれあいハウジングをモデル実施しておりますので、この事業の検証も行いながら、先生お示しの仲よし同居につきましてもさらに研究を進めてまいりたいと、こういうように考えております。

(鈴木和夫 君) 今の答弁の中で、確かにそのお話はよくわかるんですけど、例えば夫婦で住んでまして、仲悪くなって離婚すると、どっちがとんねんと、同じ理屈なんですよ。そこまでの府がそういう制度をつくったとしても、後で入居してから、そのAというおじいちゃんとBというおじいちゃんがけんかしても、それは府としての、大家さんとしてはあずかり知らぬ話でありまして、そういう制度というのはやっぱり僕は作るべきだと思うんですよ。そんなこと考えとったらとてもできないわけで、そしたら夫婦かていつ離婚するかかわかんからね。同じ理屈じゃないですか。

そういったことを考えると、そのことは僕は今理屈にならへんと思うので、そういうようなこれからの、公営住宅法ができた当時と全く違いますから、特にこれから二割を超えるとする今の状況で、やはりそういうふうな、いかに高齢者の方々が、またそういうような孤独死がなくなる形にする制度をやはり僕は窓口として作るべきだと思うんですよ。後の運用のことについてはこれからの話なわけですから、そういうふうにはっきりと、そんなんあかんというふうにおっしゃらずに、そういう制度そのものも考えてくる僕は時代やと思うんですよ。

特に、府の方の福祉の関係になりますけれども、お互いに助け合っというふうな形ですから、特に外国なんか行きますと、既に同性愛でも認められるようになってますから、同性愛がいちちょっと別の話になりますけれども、そういう観点でひとつさらなる御検討をお願いしたいと思います。

時間がありませんので、次に、たしか平成十年に今の府営住宅の年に六回程度ありました募集制度が変わりまして、それから以後、委員会等でも質問あったかもしれませんが、どのような改革制度になったのか、近況がわかればお知らせしたいと思います。

住宅管理課長(木堂博治 君) 募集制度の改正前の平成九年度の募集の実績を御説明いたします。

まず、住宅管理課を窓口といたしまして、一般の新築募集が年に二回、一般の空き家募集が年に四回、住宅困

窮度評定募集が年に一回、単身者向け募集が年に四回、地代家賃統制令住宅居住者向け募集が年一回、親子近居募集の年二回、このような形で実施いたしておりました。また、福祉部の方を窓口といたしまして、福祉世帯向けの新築募集が年二回、空き家募集が年四回、シルバーハウジングや車いす常用者世帯向けの特別設計住宅の募集を年二回実施しておまして、年間では二十二回という募集を対象者別を実施しておたわけでございます。

しかしながら、応募される方は、どの募集に応募したらいいのかとか、次回の募集はいつ実施されるのか非常にわかりにくいということや、募集ごとに多くの方が応募されますので、結果として、平均の応募倍率が十二・一倍、当せん率にいたしましても八・三%と、こういうふうな状況になっておりました。このため、真に住宅に困窮する方への的確に住宅を提供するというのと、府民にとってわかりやすい募集とすることを目的といたしまして、平成十年度から総合募集制度を導入いたしまして、特別設計住宅の募集と住宅困窮度評定募集を除きまして、年二回の募集に統合いたしまして、さらに障害者の方やとか、高齢者の方、母子世帯の方など福祉世帯向けの募集戸数の配分を二割から六割に拡大いたしたところでございます。

この結果、応募倍率は、平成十年度は八・四倍、当せん率にいたしましても一二・三%、十一年度は七・三倍、当せん率にいたしまして一三・七%と、このような状況になっております。

以上でございます。

(鈴木和夫 君) 今話がありましたように、確かに総合募集になりまして、府民の方々からは申し込みがしやすくなったと、そういうようなお話も聞いておりますから、一定の評価はいたしますけれども、そこでちょっとお尋ねしたいのは、今府営住宅が府下で十三万四千戸あると、そのうちの空き住宅が今現時点で幾らあるのか、重ねてその空き期間が平均どれくらいあるのかについてお尋ねしたいと思っております。

住宅管理課長(木堂博治 君) まず、空き家の状況でございますけれども、本年の八月十八日時点の数字で御説明させていただきます。

空き家の総数は七千二百六十九戸で、そのうち公募のできない住宅が四千三百十三戸でございます。この内訳は、建てかえや住戸改善のための事業空き家が三千二百四十三戸、先ほど事故住宅のお話ございましたけれども、火災や自殺などの事故住宅が二百八十七戸、さらに既に入居予定の住宅が四百六戸、車いす常用者向け住宅などの特別設計住宅が百六十六戸、常時受け付けの空き家の特別募集が二百十一戸でございます。先ほどの空き家の総数七千二百六十九から、先ほど申し上げました公募対象の四千三百十三戸を差し引きしました二千九百五十六戸が公募対象という形で考えております。さらに、過去の空き家の発生の実績を踏まえまして、次回の総合募集のときに公募してまいりたいと、こういうように考えています。

なお、空き家の期間につきましては平均約六カ月間と、こういう形になっております。

(鈴木和夫 君) 全体の空き家が七千二百あるうちの約四千三百が募集対象外ということで、そのうちの約三千二百ほどが建てかえするから、その期間とめてるという、この期間は随分長いと思うんですけども、それ以外の分につきましては、特に今回の総合募集によって申し込み区分もわかりやすくなったし、確かに活用が減ったから当せん率上がるの当たり前なんやけども、そういったことで好評なんですけど、もう一つ府民から聞く話は、あそこの住宅ずっとあいてるやないかというのがすごく聞くんです。

今もお話で、半年間があいてるということですけど、私、そんな意見が多いもので、ちょっと歩いて調べました。これ大阪府下のある住宅の五百二十二号室、これ平成九年四月からあいてるんです。同じく五百二十四号、五百二十六号、同じ団地の五百二十一号に至っては平成七年十二月からずっとあいてるんですよ。このことは事前に通告しましたから、そちらの方はどこの団地かわかりだと思っておりますけれども、この理由を教えてくださいと思います。

住宅管理課長(木堂博治 君) 先生からお話がありました当該住宅につきましては、いわゆる先ほど申し上げました迷惑行為というふうな形で公募に出せないというふうな状況になっております。

なお、迷惑行為につきましては、いわゆる管轄する管理事務所の方、並びに住宅管理センター、府ともいろいろ協議いたしまして、こういうふうなことが本来あってはならないというふうな考えておまして、財団法人大阪府住宅管理センターと住宅管理事務所を通じまして、今現在、全体のこういうふうな迷惑住宅についての実態把握に現在努めております。いわゆる共同の利益に著しく反するような行為、いわゆる迷惑行為があると判断い

たしました場合につきましては、迷惑行為をなくするように行行為者を指導いたしまして、指導を重ねてもなお効果がないときには法的措置も講じてまいりたいと、こういうように考えております。

以上です。

(鈴木和夫 君) この住宅につきましては、平成九年四月に、これ二戸のやつを一つに合築した建物、家なんですよね。大阪府がいろんな - - どういう状況かわかりませんが、狭いから二戸を一つにしたという住宅なんですよね。それした途端に全然入ってないんですよね。この間三年半かかっているわけですし、もう一戸の方は、これ直す前からですから五年かかっているわけですけども、平均六カ月とおっしゃるけど、こういう個々の事例からいくと、たくさんあるんですよ。

例えば、もう一つの住宅からいいますと、ある府下のBという団地については、この一年間、一年じゅうあいてるというのが、やはりここでも八つあるわけですよ。団地ごとにやっぱりこう調べてみますと、平均六カ月言うけども、個々にはやはり一年以上あいてるとたくさんあるわけですよ。特に私はこの事例から、先ほどの冒頭申し上げた四つの戸についてはあいたまま。どういう対策してきあったのか、再度答弁してもらいたいと思いますよね。

住宅管理課長(木堂博治 君) 迷惑行為の住宅につきましては、地元の自治会なり地元市町村、時には福祉部関係等々といろいろと協議いたしまして、現在指導を重ねるような形ではやっておりますけども、先生今お示しのところにつきましては、そういうふうな形での協議はいろいろやっているとこのようにございまして、それが実行に移せないというのが非常に残念でございます。ただ、今後は、先ほど申し上げましたように、こういうふうな長期の空き家、いわゆる迷惑行為によって長期の空き家が発生するということは本来あってはならないというふうにご存じますので、これから厳正に執行していきたいと、こういうふうにご存じます。

なお、当該、先生がおっしゃっています団地の一つでございますけども、平成十二年の第二回の総合募集の当せん者が既に入居されるという状況にもなっておりますので、この中には本年の第一回目の新婚募集を実施いたしましたわけでございますけども、当せん者が四世帯含まれていると、こういうような状況になっております。

以上でございます。

(鈴木和夫 君) じゃ、観点変えて別の質問したいと思うんですけど、そうすると、今入居してる十二万幾らの世帯で、平均家賃というのは今幾らになってるんですか。

住宅管理課長(木堂博治 君) 平成十一年度の調定額四百三億四千二百二万を平成十一年度末の入居者戸数十二万四千八百二十で割り戻して月額で計算いたしますと、二万六千七百七十七円という形になっております。

以上でございます。

(鈴木和夫 君) 先ほどのAという団地の三年半もあいてるという話なんですけど、一人の方がおられて、その人がうるさい、やかましいからその周辺の住宅を入れてないという、こういうような形で三年半もほうってるとこのことは、僕はやはり大阪府としての、大家さんとしての怠慢ではないかという。具体的に自治会の方からもさまざまな形でそういうふうな話があったにもかかわらず、きょうの時点まで明確な形での手を打たれてないというのは、本当に心外な話でありまして、これは全体で見ますと百四あるんですかね。迷惑行為そのものが、全体がどういう理由かわかりませんが、やはり真剣な形で詰めた話で対策なされんと、その人のために大阪府が四つの住宅をずっとあけっ放しであると、こんな不細工な話はあってはならない話だと思います。そう思われませんか。御答弁願います。

住宅管理課長(木堂博治 君) 先生の御指摘のとおり、基本的にはそういうふうな形だと思います。それにつきまして、迷惑行為につきまして先ほど来御答弁さしていただいておりますように、これから住宅管理センター、住宅管理事務所ともども厳正に指導を重ねながら法的措置を講じてまいりたいと、かように考えております。

(鈴木和夫 君) それで、私の方から逆に申し上げますと、先ほど一軒が約二万六千円の平均家賃にしてるとこのことで、全体空き家が、この住戸改善等も含めると、七千二百あるということで、これを単純に今のこの時点で計算してみますと、七千二百六十のあきがあるので、二万六千円とすると、一億九千になりますけども、

ざっと二億円の要するに家賃収入が当然見込まれるというふうに計算できると思うんです。

これが仮に六カ月、先ほどおっしゃってました、住戸改善の場合はもっと一年も二年もかかるかもしれませんが、平均六カ月ということになれば、六倍すれば約十一億五千万ほどの金額が要するにあいたままという。民間やったら、当然一月でも二月でも短縮をして、要するに早いこと入居してもらおうという。当然府の財政から考えてもそうですし、府民からしても、あいてるんやったら入れてくれというのは、やっぱり心情なわけで、当せん率からしましても一三%、なかなか当たれへんわけですから、そう思えば、府民の立場からしても、府の立場からしても、その六カ月を仮に一月でも二月でも狭めることが皆さん方の私は仕事じゃないかと思うわけですよ。

特に具体的に申し上げますと、枚方の私の地元の牧野住宅というところは、特に八軒今あいてるんです。ところが、これ見ますとこ見ますとこ、皆五階なんですよ。これ具体的に全部自治会の協力を得て調べましたら、申し込みをかけて当せんして、当たるんですよ。ところが、現実、現地行かれて見に行きはったら、こんな五階なんてということでキャンセルなさるんですよ。ですから、府は、それなりのルールに基づいて募集かけられてなさってるんですけども、実際当たってみて、行けば五階やと。そんな五階までということでキャンセルされるというのが大半だと聞いております。

そしたら、この募集の方法を変えたらええん違いますの。同じような総合募集にするからこうなるんでありまして、その辺のシステムをやはりこれから改善すべきじゃないかと思うんですけども、もし御意見ありましたら御答弁願いたいと思います。

住宅管理課長（木堂博治 君） 中層住宅のいわゆる四階から五階の空き家というふうな形の状態が続いております。これにつきましては、その空き家の解消を図るために、いわゆる限定した募集という形で既にやっております。なお今年度から、先ほど申し上げましたようないわゆる新婚世帯向けの募集につきましても、中層住宅の三階以上の住宅につきまして、いわゆる優先的な枠を設けてやっていると。こういうふうな形で、できるだけ空き家の解消には努めてまいりたいと、こういうふうに考えております。

（鈴木和夫 君） だから、逆に提案なんですけど、例えば四階、五階で、若い人でもなかなか一般募集で入らへんとした場合は、例えば限定の、ここは五階ですよと、新婚さんでもいいし、こういう条件ですよということで特別募集に回すという方法もありますしね。一年も二年もあくんやったら、それだけのやはり損失があるわけですから、原価意識を持ってもらうためにも、そういうような制度で、要するに弾力的な形で、確かに総合募集という制度あるけれども、それに付加したそういう、特になかなか詰まらないとこについては、そういう制度も簡単にするだけで詰まるわけですから、あえて六カ月を、平均 - - 次の委員会のときぐらいまでには - - 五カ月になってたと、こういうふうな形でのお願いを要望しときますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、第二点目について、府民に使いやすい施設建設ということで、これもちょっと苦情めいた質問になるのでお許しを願ひたいんですが、実は府民の方々からいろんな意見がある中で、特に大阪国際会議場の問題と、それから新別館の建物が大変使いづらいという話が、私も現実そういうふうにあります。

それで、特に大阪国際会議場につきましては商工労働部の所管でありますけれども、これの建築に携わったのが建築部ということでありますので、あえてこの委員会でお尋ねしたいんですけども、特に国際会議場については予想に反して回転率がいいということで、それは一定の評価をしているんですけども、特に館内が複雑でわかれへんという意見がよく寄せられており、私も何回か行きましたけども、私ですら、あっという方向感覚を失うような中身になっておりまして、具体的に私ちょっと行ってきまして一つ気のついた点は、動線がやはり悪いのではないかとということで、この間そちらの方から国際会議場の平面図いただきまして、一つ問題になっているのがこのエレベーターの動線なんです。

細かい話して恐縮ですけども、VIPの方、国際会議場という性質ですから、当然この間もドイツの前首相も来られてましたし、これから多くの - - 当然サミットでもやればあるわけですから - - 多くの国賓級の方々が来られるわけですから、特に国際会議場という考え方からすると、VIPの動線が一番大事なわけです。ところが、これVIPの方々も話が出てるんですけども、九階にVIPルームがありまして、必ず一たんVIPルームへ通すというセオリーがありますけども、一たん控室となります。

そのときに行き方としまして、現行では中之島の川の方から地下一階の駐車場に入っていくって、その駐車場からP一、P二、P三のエレベーターを使って上に行くようになるんですけども、実はこのエレベーターが九階まで行かないというふうになってまして、このVIPの方が九階に行こうと思えば、地下一階のP一、P二、P三

のエレベーターに乗って、一たん一階におりてから、今度は約三十メートルほどのホールのところを横切って、C一とC二のエレベーターに乗るといふ、こういう動線になってるわけですね。

普通は、こういうような国際会議場という性質の建物ですと、いきなりそのまま一つのエレベーターでそういうVIPルームというか、そういうところに行くというのが本来の形なんです。なぜこのような、要するに一たん一階におりて、また - - 警備上問題あるような - - 歩かすのかという、こういう動線についてどういうふうにお考えになってるのか、お尋ねしたいと思います。

公共建築室特別建築課長（熊谷賢一 君） 国際会議場の動線ということでお答えをさせていただきます。

まず、基本的に御理解いただくために、この会議場へのアクセスは人と車を分離するとの基本的な方針がございまして、歩行者は一階エントランスから、それから車は、今お話ございましたように地下のエントランスからという、これは大きな基本的な方針でございます。そのために、駐車場のある地下階への主要動線といたしましてエレベーターやエスカレーター、これ一部でございますけど設けておるんでございますけれども、大きな考えといたしましては、保安上の観点から、来館者は必ず一階のエントランスホールへ行っていただいて、エントランスホールを通過して、そこから乗り継いでいただくと、そういう大きな考えで、保安上の考えでシステムを構築いたしております。したがって、地下階から一階までのエレベーターと、一階から上の階へのエレベーターは別にいたしておる。これは全体の方針でございます。

今お話のございました、またいわゆるVIPの方の動線でございますけれども、これは計画上の考え方といたしましては、警備上の観点からは一般来館者の動線と分離するという大方針がございまして、計画上は、車で来られることを前提にいたしまして、一階のプラザの方へアクセスしていただく、これが設計に際しての基本的な考えでございます。また、VIPの方が参加されるようなイベント等の場合で、地階の車寄せの方にアクセスされる、こういうケースがございまして、その場合は、一般来館者の方は地階の車寄せを使うのを遠慮していただいて、一階の方のエントランスをというふうな、これも計画に際しての基本的な考えでございます。

今、先生御指摘ございましたように、実際には、こういう計画上の方針は方針といたしまして、一階のエントランスの方へアクセスを遠慮していただくというのはなかなか難しいということもございまして、また警備上の対応ということで、どんなイベントかというようなこともございまして、具体的な事例ごとに施設管理者の方で、どういうやり方をするかということでやっておられるようございまして、今お話ございましたように、そういう地階の方に両方というようなことになると、どうしてもVIPの方も地階の方からというふうになっておるのが実情でございます。

（鈴木和夫 君） よく理解できないんですが、基本は、要するにVIPの方がエレベーターに乗りかえずに一本で行けるというような形が原則だと思います。今おっしゃってる一階から入れさすという話もありますけど、一階は本来はこれプラザになってまして、多目的なそういう市民がたまる場所になってるわけですね。それをそのまま車を乗りつけてということはちょっとイレギュラーな話で、本来の設計はその地下から入れるということが原則やったはずなんで、今答弁はそうおっしゃるけども、実際の形としてはそういうような流れが僕は妥当だと思いますし、設計においての話については、どういうような、こういうエレベーターの設計なされたか知りませんが、一つの例として御説明申し上げました。

もう一つ、新別館の方につきましても、同じエレベーターの、エレベーターシリーズで質問をさせてもらいたいと思いますけど、こちらの方の北館と南館がありまして、特に私たちでも本庁から向こうの新別館行こうと思うたら、入った途端にどこにおるか自分でもわかれへんという動線の難しさがあるんですね。一つは、動線の難しさもありますけども、エレベーターの難しさもあります。

特に具体的に申し上げますと、こちらの方のエレベーターですね。新別館、特に北館につきましてはエレベーター一本ですから、そのままストレートでどこか探せるんですけど、この南館、プリムローズと研修センターが二つ入ってるんですね。エレベーターがこれ二カ所になってるんです。特にややこしいのは、プリムローズのエレベーターが三基あるんですけども、一基は一階から四階しか行かへん、もう一基の方はB一から四階しか行かへんという、もう一台の方はB二から要するに三階まで行かへんという三つの系統がありまして、普通はエレベーターつける場合は、一本に各階停止が一番わかりやすいんですね。ところが、この四階から地下に行こうと思うたら、このエレベーターの三つのうち、行かへんエレベーターがあるということなんですね。こんな使い勝手の悪い設計をだれがなされたのかと私は言いたいわけでありまして、お聞きしますと、この南館の設計なされた方も国際会議場を設計なされた方も同じ人じゃないかというふうに聞いてるんですけども、その辺をお尋

ねしたいと思います。

公共建築室特別建築課長（熊谷賢一 君） 設計事務所の名前をとこの御質問と理解いたしますので、申し上げますと.....

（鈴木和夫 君） 別に言わなくてもええよ。同じかどうか聞いてますねん。

公共建築室特別建築課長（熊谷賢一 君） 正確に申しますと、片方は共同企業体ということになっておりますので、全く同じということはありませんけども、基本的には同じということになります。

（鈴木和夫 君） そしたら、あえて国際会議場の設計費と、今のこの新別館の設計費幾らだったのか、お尋ねしたいと思います。

公共建築室特別建築課長（熊谷賢一 君） お答え申し上げます。

まず、国際会議場の方でございますけれども、基本設計業務及び実施設計業務合わせまして十億八千万余ということでございます。それから、新別館でございますが、新別館南館と北館でございますが、合わせまして四億六千万円でございます。

（鈴木和夫 君） すごい金額だと、安い高いか別としましてね。

問題は、先ほどの質問にちょっともとへ戻るんですけど、そういうふうな大阪国際会議場の動線の悪さ、VIPのエレベーターのちょっと問題があるんじゃないかということと、特に府民が直接使われる新別館についてのそういうエレベーターの不便さ、動線の悪さについてどういう御認識か、お尋ねしたいと思います。

公共建築室特別建築課長（熊谷賢一 君） ただいま御指摘いただきましたこの二つの施設でございますが、いずれも余裕のない敷地でございますので、複合的な用途に供される建物でございます。また、高密度に建てられておまして、しかも新別館につきましては、施設の管理者そのものも複数に及んでおります。そのため、運営管理面、また防災面からの制約もございまして、動線そのものが複雑になる要因となっております。また、さらに先ほど申し上げましたように、保安上の観点等から、地下階から上層階までの直通エレベーターをあえて設けずに途中で乗り継ぐというようなことも生じております。

結果として、でき上がったものを使う側の方から見ますと、単一の用途機能の建物と比較いたしますと、動線が複雑になるなどわかりにくい、そして不便だというような声につながっているのではないかと承知いたしております。

（鈴木和夫 君） 敷地の余裕のない場所であるとか、あるいはいろんな複合施設やから難しかったんだというふうに御答弁願ったんですけど、そやからこそプロの、一流の専門家に頼んでるんじゃないんですか。こんだけのごっつい金額を使用になってるわけですから、府民から見て使いやすい、やはりそういう形をさしてもらわなければいかんと思いますしね。今さらエレベーターの位置変えたりできるわけではないわけですから、僕危惧するのは、こちら側の方の、これからまたPFI等で新庁舎をされようとしてますけども、聞くところによれば、同じ人が設計しはったとかいうふうに - - 別にその方を恨んでるわけではありませんけどもね。同じようなそういうような動線の難しさ、遊びをなさる設計してるん違うかという危惧してるわけですけども、ところが私よう考えましたら、その新庁舎の設計も随分と昔に設計なさってるわけですから、じゃこれからやろうとしてるのは、これ総務の方になりますけども、PFIでやるということで具体化した場合でも、前のなされた設計で、今の建築基準法変わって、そのままの図面が使えるかどうか、お尋ねしたいと思います。

公共建築室特別建築課参事（岨良政 君） 現在と申しますか、過去に実施しておりました行政棟及び議会棟については既に実施設計は終わっております。これについては、当時計画通知を提出しておまして、大阪市の方はこれを受理しておるところでございますので、そういった関係上、そのまま着工できる状態にはなっております。

(鈴木和夫 君) そうしますと、今の状態は、ちょっと土建ですから答えにくいかもしれませんが、もしPFIでやれば、そのままの図面を使うという形になるわけですか。

公共建築室特別建築課参事(岨良政 君) 現在、PFIについては総務部の方で検討しておりますが、基本的にはPFIというのは、民間の事業者の方々の御提案によって非常に効率的な事業をされるということで、基礎的な条件については公共の方から提示すると思いますけども、その中でどれが一番いいかという案をとる以上は、かなり自由度の高いということが前提になりますので、そういった条件でPFIが実施されるということだろうと、一般的にはそういうことだろうと思います。

したがって、前回の庁舎につきましては、どうするかということについては、これは今後総務部と協力しながら検討してまいるといようなことでございます。

(鈴木和夫 君) そうしますと、その今の新庁舎の設計費というのは幾らやったんですか。

公共建築室特別建築課長(熊谷賢一 君) 新庁舎の行政棟と議会棟ということでよろしいでしょうか。

(鈴木和夫 君) 全部答えてください。

公共建築室特別建築課長(熊谷賢一 君) 行政棟、議会棟合わせまして二十億六千五百万円でございます。

(鈴木和夫 君) そうしますと、二十億ほどの実施設計料払ったけれども、PFIでやると当然民間がやるわけですから、この設計はもう没になると、こういうふうな形も考えられるわけですか。

公共建築室特別建築課参事(岨良政 君) 前回作成しました実施設計につきましてはどうするかという御質問でございますけども、現在のところ総務の方で検討しております、方針としてはまだ不明ということになっております。

(鈴木和夫 君) もしそういう形でPFIの方式になってしまうと、今の設計した分は、当然今度新しい民間の事業者がやるわけですから、当然使えへん。そのままやるかどうかを聞いてるわけです。仮定した場合。

公共建築室特別建築課参事(岨良政 君) PFIについては、これはかなり白紙の状態でおやりになるというのは一般的でございます、したがって、現在総務の方で検討しておりますけども、既に警察棟あるいは新別館が建ってる、あるいは工事やっておりますので、それとの関連性については慎重に検討していると。ただ、原則としては、いろんな条件もあることかでございますが、ほぼ白紙に近い状態になるかというふうに考えております。

(鈴木和夫 君) いずれにいたしましても言えることは、この財産は、この国際会議場も当然府のお金ですし、特にこの新別館、庁舎については府民の要するに建物なんです。ですから、府民にとって使いやすい、わかりやすい、利用しやすい、そういう建物にしてあげてもらいたいと思いますから、特定の方の趣味でひねり回すような設計はしてもらいたくない。このことについては、今後また新たな新庁舎も計画されることですから、あえて建築部の方にそういう要望を申し上げておきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、三点目につきまして、土木部の関係で、流域下水道の効率化ということで御質問したいと思います。

特に今大阪府の流域下水道事業というのは、変則といいますか、全国的にも例のないシステムになっておまして、施設の建設は大阪府が行いまして、維持管理は八つの流域下水道と豊中市がなさっておりますが、この辺の状況、ほとんど全国的にも例を見ないというふうな話も聞いておりますので、このような二元的な組織機構になっている背景を最初にちょっとお尋ねを申し上げたいと思います。

土木部副理事兼下水道課長(中本正明 君) 流域下水道は、昭和四十五年(1970年)に都道府県管理の下水道事業として位置づけられ、下水道法上、都道府県が建設から維持管理まで一貫して行うのが原則でありました。しかしながら、大阪府では、流域下水道が法制化される以前に広域公共下水道が市町村事業として開始され、それを実施

するために一部事務組合が設立されていたことや、当時浸水被害や水質汚濁が深刻で、早急に整備促進を図る必要があったため、新規建設事業に集中せざるを得なかったことなどから、府と関連市町村が維持管理協定を締結し、府が設置改築、市町村が運転などの維持操作を担当することとなったものでございます。市町村がこの維持操作事務を実施するため、猪名川流域を除き、一部事務組合を設立した結果、建設は大阪府、維持管理は市町村、つまり一部事務組合でございますが、そういう二元的な体制となったものでございます。

（鈴木和夫 君） 特に、今の状態から見ますと、直接府がかかわりあるのは八つの下水処理場の組合なんですけども、組合の方が、例えば維持管理上どうしても修繕せないかんとか、更新事業してほしいとかいうことをおっしゃいます。ところが、建物を建てる分野は大阪府がやってるわけですから、当然別々の、維持管理は市町村の一部事務組合がやって、建築は府ということですから、当然この数年大阪府も財政難ということで、なかなかそういう両者の協議というか、話し合いがなかなかうまくいけへんというような話も聞いておまして、この辺の弊害が出てると違うかということで、それについての御意見をお伺いしたいと思います。

土木部副理事兼下水道課長（中本正明 君） 二元的な体制は、流域下水道の整備促進という面では効果がありました。事業開始から三十五年を経過した現在では、次のような課題があると認識しております。

まず、お示しの今後増大が見込まれる改築、更新事業につきましては、とりわけ建設部門、維持管理部門が一体となっていく必要がありますが、それぞれの団体間での調整には時間と労力を要することです。また、大阪府では、流域下水道維持管理業務を九つの団体がそれぞれ実施しているため、総務部門などの同種業務に重複が生じ、非効率なものとなっていると考えられます。そのほか、施設の運転にトラブルが発生した場合、その原因が設計、建設にあるのか、維持操作にあるのか責任の所在が明確でなく、的確な対応におくれが生ずるおそれがあることや、災害時の指揮命令系統が複雑化しているため、対応におくれが生ずるおそれがあることなどがございます。

（鈴木和夫 君） 今のお話を承りましても、いろいろと弊害があるということなんですけれども、この八つの流域の下水道組合は、例えば一つに合併した場合、どのような状態に、メリットがあるのかどうかということが一つね。

それから、時間ありませんから全部聞きます。これを例えば一緒にした場合、どれだけの削減効果があるのか。三つ目は、市町村の負担がふえるかどうか。もし、これ一元化した場合についての流域下水道組合の職員の待遇どうなるのか、この四点についてお尋ねしたいと思います。

土木部副理事兼下水道課長（中本正明 君） まず、どのような効果があるかということでございますが、維持管理業務をしている一部事務組合などを大阪府に一元化したとしますと、組織のスリム化による人員の削減や資材調達、それから補修工事発注などの一括化によりまして経費の削減が図られると思っております。また、改築、更新事業の速やかな実施、事故や災害時などの指揮命令系統の一本化による迅速な対応が図られ、さらに長期的な見通しに立った効率的、経済的な事業実施により、建設と維持管理あわせた事業全体の費用を縮減することができるものと考えております。

次に、削減効果ということでございますが、提言によりまして、建設と維持管理の組織が一元化されれば、現在の九つの事務組合などで個別に行われている事務を集約化することにより、人員の削減、薬品や燃料などの一括購入、補修工事などの一括発注などが可能になり、将来的には全体の維持管理コストをおおむね一割程度縮減できるのではないかと考えております。

次に、費用負担については、府、市町村ともふえることがないように調整を図ってまいります。

また、一部事務組合の職員の件でございますが、提言にもあるとおり、一元化の後、職場、職員の確保に配慮されるべきものと考えております。

（鈴木和夫 君） 今のお話して、今の方式についてはいろいろ問題があるから、一元化した方がいいのではないかと御意見として承ったらいんですか。再度そのことについて確認したいと思います。

土木部副理事兼下水道課長（中本正明 君） 一元化すれば私どもはメリットが出るというふうな考えております。

(鈴木和夫 君) それは、具体的なこれからのやり方としてどういう手順でなさるんですか。

土木部副理事兼下水道課長(中本正明 君) 今後の進め方でございますが、まずこの提言を受けまして、私どもとしましては、メリットがあるという前提がございますので、そのメリットについて詳細にこれから詰めていきたいというふうに考えておりますが、同時に、また課題となる点もございますので、そういう点も十分把握しながら、それを受けまして府庁全体の合意を得、そして市町村との合意形成をこれから図ってまいります。まず、その合意が図られた段階でもって、一部事務組合の解散等につきまして協議に入ってまいります。

基本合意が得られれば、各種手続があるわけでございますが、例えば維持管理協定の変更だとか、特別会計の条例化だとか、そういう各種手続を経まして、それを経まして組合の財産処分、そういうものを行いながら、市町村議会の議決も経まして、一元化に向けて進むというフローを考えております。

(鈴木和夫 君) これ、部長に僕お尋ねしたいんですけど、特に八つの一部事務組合がありまして、それぞれ府下の市町村全部かんでるわけですよ。これを統合しよう、一元化しようと思うたら物すごいパワーが要ります。せんだって、市町村合併の三十パターン出ましたけれども、それ以上に私は難しいテーマだと思います。これは一つの、ある程度今の大阪の財政状況を考えても、やはりやるべきだと僕は思います。しかし、必ずこの市町村との関係性、特に今までやってきた方の、職員の身分等もありまして、物すごい課題が大きいわけですよ。本気で市町村合併を進める以上のパワーでなければ、これは全くおさまらないと思うんですよ。

特に、今答弁ありましたように、下水道課だけではなくて、土木部だけではなくて、当然市町村もかんできますし、財政もかんできますから、トータルとしてのテーマだと僕は思ってますから、その辺はどういう今後庁内で展開されるんですか、お尋ねしたいと思います。

土木部長(古澤裕 君) 先生おっしゃるとおり、この流域下水道の一元化については、三十五年という歴史もございますし、今おっしゃいましたとおり、いろいろな一部事務組合、それから府下全体の市町村にもかかわっております。それから、やはり今後維持管理時代を迎えるということですので、十分決意を踏まえて取りかからないとうまくいかないと思います。この委員会の提言をいただいたのは、この夏にいただいたところでございますので、いろんな課題がその提言に盛り込まれております。ですから、ようやくこれが、その提言の内容を今我々理解してスタートに立ったところだと思うんです。

ですから、今後それを、今先生おっしゃったように、どういう手順でやっていくかというのが、非常に重要な戦略を立てなありませんので、今下水道課を中心に、私の方からその手順をつくれと指示しているわけです。その中で、今おっしゃいましたとおり、我々土木だけではなくて、これは既に財政とも話していますが、いろいろ特別会計に移行するについても、これはそう簡単には、なかなか難しい。

それから、三十五年の歴史を持って維持管理してきた一部事務組合、市、それぞれ思惑がありますので、八つの一部事務組合もそれぞれの経過が、できた歴史も浅いところ、古いところございますので、これは大変相手も多いし、課題も多いし、エネルギーが要るテーマだと思っておりますので、先生おっしゃるとおりです。ですから、これから我々自身の体制をどうつくるかということをつくっていききたいと思います。ですから、もう少し時間がかかりますが、そういう手順をこれからつくって戦略的に取り組んでいきたいと思っておりますので、おっしゃるとおり、いろんな関係部局と協力して本気でやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(鈴木和夫 君) 時間も参りましたので、これで終わりますけれども、先ほど言いましたように、特にこのテーマにつきましては長い歴史の中でやるわけで、特に僕気になるのは、提言が既に発表されまして既にそれぞれの流域組合の方々もあの提言を見てるわけですから、その間の中間の報告もなさってるわけですから、この部分で大阪府が引くと、今大きな流れとしての今回の一部事務組合の一元化が、一つのこの行政改革の中での大きな目玉だと思います。大きなこれからの機構を変えていく意味での先駆的な事業だと思いますので、どうかパワーを持ってやっていただきたい、そのことを痛切に要望しますし、あとまた、よその部にもまたがりますので、またの機会に質問等させてもらうかもしれませんけども、頑張ってくださいと、そういうように思います。

以上で終わります。